

議案第44号

小中学校電子黒板の買入れについて

下記のとおり小中学校電子黒板を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年木津川市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出

木津川市長 谷口 雄一

記

- 1 買 入 物 件 小中学校電子黒板
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契 約 金 額 41,600,350円
- 4 契約の相手方 京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830番地
京都エクセルヒューマンビル
株式会社内田洋行ITソリューションズ関西支店
支店長 谷口 重太郎

参考資料（議案第44号）

小中学校電子黒板の買入れについて

1 契約の方法

随意契約

2 購入備品概要

電子黒板（65型）	123台
専用昇降式スタンド 棚板付き	123台
書画カメラ	123台
設置費用等	

3 予定価格

48,369,750円（消費税相当額を含む。）

4 契約金額

41,600,350円（消費税相当額を含む。）

5 随意契約の理由

教職員や児童生徒は研修や授業を重ねて、令和5年度及び令和6年度に導入した機種に習熟しており、今年度新たに整備する機種についても、操作方法及び製品の保守において統一した取扱いが求められることから、同一機種を導入することとし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約による物品購入契約を締結するものです。